

資料1

事業名	宍粟市地域包括支援センター運営方針の策定
策定の趣旨	地域包括支援センターの目的や運営上の基本的な考え方等を明確にし、業務の円滑で効率的、効果的な実施に資することを目的に策定する。
概要	<p>【記載内容】</p> <ul style="list-style-type: none">①運営方針策定の趣旨②地域包括支援センターの目的③設置主体④基本的な考え方や理念⑤業務推進の方針<ul style="list-style-type: none">(1)共通事項、(2)総合相談業務、(3)権利擁護業務、(4)包括的・継続的ケアマネジメント、(5)医療と介護の連携業務、(6)生活支援サービスの基盤整備業務、(7)認知症施策の推進業務、(8)その他
今後の取り組み	本運営方針を基に、各種施策を推進するとともに介護保険法の改正に伴い、新しい総合事業の実施に向けた過渡期にあり、今後、必要に応じて隨時見直しを行う。

**宍粟市地域包括支援センター運営方針
(平成27年度)**

平成27年4月

宍 粟 市

目 次

1. 運営方針策定の趣旨
2. 地域包括支援センターの目的
3. 設置主体
4. 基本的な考え方や理念
5. 業務推進の方針
 - (1) 共通事項
 - ① 事業計画の策定
 - ② 職員の姿勢
 - ③ 関係機関等との連携
 - ④ 広報活動
 - ⑤ 個人情報の保護
 - ⑥ 苦情対応
 - ⑦ 窓口機能の強化
 - ⑧ 地域ケア会議の開催
 - (2) 総合相談業務
 - ① 実態把握
 - ② 総合相談
 - ③ ネットワークの構築
 - (3) 権利擁護業務
 - ① 高齢者虐待の未然防止事業
 - ② 高齢者虐待の早期発見・早期介入
 - ③ 成年後見制度
 - ④ 消費者被害防止
 - (4) 包括的・継続的ケアマネジメント業務
 - ① 包括的・継続的ケアマネジメントの体制整備
 - ② 介護支援専門員への支援
 - (5) 医療と介護の連携業務
 - ① ネットワークの構築
 - ② 市民への普及・啓発
 - ③ 医療・介護人材の育成
 - (6) 生活支援サービスの基盤整備業務
 - ① 生活支援サービスの基盤整備
 - ② 制度改正の周知
 - (7) 認知症施策の推進業務
 - ① 認知症への理解を深める普及・啓発
 - ② 見守り体制の整備
 - ③ 認知症の容態に応じた支援
 - ④ 介護者への支援
 - (8) その他
 - ① 介護予防事業
 - ② 任意事業

1 運営方針策定の趣旨

この運営方針は、地域包括支援センターの目的、運営上の基本的な考え方及び理念、業務推進の方針を明確にし、業務の円滑で効率的、効果的な実施に資することを目的に策定する。

2 地域包括支援センターの目的

高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく安心した日常生活を営み続けていくためには、できるだけ要介護状態とならないようにする介護予防対策や、それぞれの状況に応じた保健、医療、福祉など様々なサービスが包括的・継続的に提供できる『地域包括ケアシステム』の仕組みが必要です。

地域包括支援センターは、地域の高齢者等の心身の健康保持及び生活の安定のための必要な援助を行うことを業務とし、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関としての役割を担います。

3 設置主体

設置主体は宍粟市とする。

また、地域包括支援センターは地域支援事業及び指定介護予防支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができると認められる社会福祉法人等に対し、委託することができるものとする。

さらに、必要に応じて「サブセンター」や「ブランチ」と情報共有や役割分担し、センターが担う総合相談業務等の円滑かつ効率的な処理、対応が可能となるよう連携して取り組みます。

4 基本的な考え方及び理念

(1) 地域包括ケアシステムの推進

地域包括支援センターは、地域住民が安心して地域で暮らし続けることができるよう地域の特性や実情を認識したうえで、地域が抱える課題を的確に把握し、あらゆる社会資源と連携を図りながら適切なサービスに繋ぐために、積極的に地域包括ケアシステムを推進します。

(2) 専門職によるチームアプローチ、関係者との連携

地域包括支援センターに、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士その他専門職種を配置し、互いに情報共有、連携、協働し「チーム」として業務を行います。

また、地域の保健・福祉・医療の専門職や民生委員、ボランティア等の関係者と連携しながら活動します。

(3) 公正性・中立性の確保

地域包括支援センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う「公共的な機関」であり、その運営費用は介護保険料や国・県・市の公費で賄われていることを十分認識し、公正かつ中立的な事業運営を行います。

5 業務推進の方針

(1) 共通事項

① 事業計画の策定

地域包括支援センターは、地域の実情に応じた課題を把握し、毎年度事業計画を策定するとともに、実績を踏まえた検証を行い、次年度計画へ反映します。

② 職員の姿勢

地域包括支援センターの業務は、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活が継続できるよう支援することであり、これを念頭においた業務遂行に努めます。

③ 関係機関等との連携強化

市組織の内部連携はもとより、地域包括支援センター運営協議会や地域ケア会議等の会議の開催や社会福祉協議会、民生委員等、様々なネットワークの連携を強化し、情報共有や地域包括ケアシステムの推進を図ります。

④ 個人情報の保護

地域包括支援センターは業務上、多くの個人情報を知り得る立場にあるため、その保護については「個人情報保護法」や「宍粟市個人情報保護条例」等に基づき、情報の漏えい防止や情報管理を徹底する。

⑤ 広報活動

地域包括支援センターの業務を適切に実施するため、また業務への理解と協力を得るためにパンフレットや広報誌等により、地域住民や関係者への周知に努めます。

⑥ 苦情対応

地域包括支援センターへの苦情に対しては、迅速かつ適切に対応し、記録や情報共有を行うほか、必要に応じて改善策を講じます。

⑦ 窓口機能の連携・強化

地域包括支援センターの業務全般を効果的に推進するため、住民の利便性を考慮し、相談対応業務を行うため各保健福祉センターがサブセンター機能を担うとともに、地域包括支援センターが協力・連携し円滑かつ効果的な業務の遂行に努めます。

⑧ 地域ケア会議の開催

困難事例の解決に向けた支援や地域課題の発掘、地域資源の開発等のほか、関係者のネットワークの構築のため地域ケア会議（個別会議、推進会議）を開催する。

（2）総合相談業務

① 実態把握

地域包括支援センターは、訪問やその他の手段により地域の高齢者の心身状況や家庭環境等についての実態把握を行い、支援が必要なケース等に早期に対応できるよう取り組みます。

② 総合相談

複雑かつ多様化する相談内容に対し、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士が連携しチームとして対応策を検討し、速やかな初期対応を行うとともに、必要な福祉・医療等のサービスへ繋げます。

③ ネットワークの構築

日頃から、地域の民生委員や医療・介護サービス施設など様々な関係者間で地域ケア個別会議などを通じて状況の把握や情報共有を行うなどネットワークの構築を図ります。

（3）権利擁護業務

① 高齢者虐待の未然防止事業

高齢者虐待の予防のため、医療・介護・保健・福祉関係者や多くの市民に理解を深めてもらうための啓発活動に努めます。

② 高齢者虐待の早期発見・早期介入

高齢者本人や介護サービス施設、地域住民等からの虐待通報や相談から事実確認を行い、関係機関と連携し早期発見・早期介入に努めます。

③ 成年後見制度

認知症などにより、判断能力の低下がみられる場合には、適切なサービス利用や支援につながるよう助言を行うとともに、制度の周知・啓発に努めます。

④ 消費者被害防止

一人暮らしや高齢者を狙った消費者被害から高齢者を守るために、民生委員や介護サービス施設等と連携し、情報収集に努め被害を未然に防ぐよう支援するとともに、消費生活センター等と連携を図り問題の解決にあたります。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント業務

① 包括的・継続的ケアマネジメントの体制整備

地域における包括的・継続的なケアを実施するため、主治医や介護支援専門員、介護サービス事業者等の関係機関の連携体制を整備します。

② 介護支援専門員への支援

介護支援専門員に対し、日頃から専門的な見地による相談に応じるとともに、支援困難事例については、具体的な支援方針を検討し助言します。また、介護支援専門員の資質向上のための研修会等を実施します。

(5) 医療と介護の連携業務

① ネットワークの構築

後期高齢者の場合、医療と介護の両サービスが必要なケースが多く、これらが切れ目なく提供できるよう、医療と介護の多職種が連携するネットワークの構築や課題解決に向けた取り組みを行います。

② 市民への普及・啓発

かかりつけ医やかかりつけ薬局の推奨や医療と介護に関する市民の理解を深めるための普及・啓発を行います。

③ 医療・介護人材の育成

医療・介護のニーズが高まる中で、医療・介護に従事する人材の発掘や育成について県や関係機関と協働し取り組みます。

(6) 生活支援サービスの基盤整備業務

① 生活支援サービスの基盤整備

地域包括支援センターに配置する生活支援コーディネーターを中心に、高齢者が安心して在宅生活を送るためのニーズや不足しているサービスを的確に把握し、サービスの担い手の発掘やサービス事業者のネットワークの構築など関係者と連携し基盤の整備を図ります。

② 制度改正等の周知

介護保険制度の改正による新たな総合事業への移行等について、市民が正しく理解できるよう様々な機会を通じて周知します。

(7) 認知症施策の推進業務

① 認知症への理解を深める普及・啓発

認知症の人を社会全体で支える仕組みづくりを目指し、認知症サポーター養成講座の開催や理解促進のための取り組みを行います。

② 見守り体制の整備

認知症の人やその家族が安心して暮らすためには、地域による見守り体制づくりが重要であることから、行方不明者の早期発見・保護を含めた体制整備を図る。

③ 認知症の容態に応じた支援

認知症の容態の変化に応じた支援が必要なことから、地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人やその家族を支援する相談業務や関係機関との連携を図ります。

④ 介護者への支援

認知症の人の介護者への支援が認知症の人の生活の質の改善につながることから、介護者の負担軽減などの支援に取り組みます。

(8) その他

① 介護予防事業

高齢者ができるだけ要介護状態とならないための予防や、要支援状態の軽減・悪化防止のほか、将来的な介護保険給付費の抑制のためにも、介護予防事業の役割は重要であるため、高齢者の状態に応じて効果的な事業を積極的に取り組みます。

また、介護予防事業の実施については、今後、地域の自主運営の取り組みを推進します。

② 任意事業

介護保険の適正な利用や、高齢者が地域において自立した日常生活を送るための支援、また介護する家族に対する支援策として、介護保険の地域支援事業として地域の実情に応じた取り組みを行います。